

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、D病院内事業所に配属となり、医療事務員として従事していた。

請求人によると、同年〇月〇日から〇室へ配置換え以降、両足の裏、ふくらはぎ、両大腿部から股関節の辺りまで痛みが生じ、その痛みに堪えながら業務を行っていたところ、同年〇月〇日、一気に業務量が増えたことにより、下肢に加え腰部にも痛みが生じ始めたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E整形外科に受診し「腰椎椎間板症、両股関節炎、両大腿筋筋膜症」と診断され、その後、同年〇月〇日、F病院に転医し、「第4腰椎変性すべり症」と診断され加療した。

請求人は、上記傷病は業務が原因で発症したとして、監督署長に対し、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、平成〇年〇月〇日から〇室へ配置換えとなると、まもなく両足の裏と両足のふくらはぎが痛みだし、湿布薬等を塗り治療するも、〇月には大腿部から下肢にかけて痛みがひどくなり、さらに、同月〇日には、慌ただしく作業に従事することを余儀なくされ、「ギクッ」と腰に違和感を生じ腰も痛みだしたとしている。請求人は、忙しさにより座って休む暇もないため、下肢及び腰部の痛みが生じたものであると主張していることから、検討すると、以下のとおりである。

(2) 請求人の症状について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、初診時において請求人が訴える症状は両足の付け根部分に局限した病態であったことから、大腿筋筋膜炎と診断したと述べ、その後の腰痛の症状については、腰椎X線の結果も参照し、腰椎椎間板障害との病名をつけたと述べている。その後、請求人が転医したH医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の病態について、第4腰椎変性すべり症と診断し、「画像上の変化は、本人の素因と数年の経年的な変化によるものと思われる。」と述べている。H医師は、上記意見書において、要旨、G医師診断による「椎間板障害」は椎間板の変性を指摘したもので、「変形すべり症」と同様の病態であるとし、「両大腿筋筋膜炎」は痛みの部位から診断されたものであり、これもH医師診断と同じである、と述べている。両医師の診断は、X線検査を基礎としており、また、請求人が訴える症状とも整合しているとみられることから、当審査会とし

ても、妥当であると判断する。

(3) そこで、請求人が発症した第4腰椎変性すべり症が、請求人の主張する立位作業の持続や腰部への強い負荷によって発症したか否かを検討すると、そもそも同疾病は、椎間板を中心とした脊椎運動単位の加齢による退行変性によって、その分節の支持性が失われ、腰椎の前後方向にすべりを生じ、症状を呈するものをいうとされているところ、上記のとおり、H医師は、請求人についても「経年的変化によるものと思われる」と述べていることからみて、請求人の既往症ないしは基礎疾病であったと判断することが相当である。もっとも、業務とは関係のない基礎疾病がある場合にも、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長作成の「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）によると、「腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるもの」については、業務上の腰痛として認められるものとされていることから、更に検討すると、次のとおりである。

(4) 請求人は、腰に違和感をもった際の事情について、「転倒した・転倒しそうになったとか、ぶつけたということはありません。あくまでも、忙しさにより、座って休む暇もないため、下肢の痛み、腰部の痛みが発症したと考えます。」と述べており、腰部に異常な力が加わるがごとき災害の発生を否定している。また、請求人は、上記のとおり、○室へ配置換えとなった直後から両足の裏と両足のふくらはぎが痛みだしたと述べており、腰部に負担のかかる業務に相当期間従事したことにより発症したとは認められないものである。以上のことから、請求人に発症した下肢痛を含む腰痛の原因疾病は、認定基準に基づく「災害性の原因による腰痛」にも「災害性の原因によらない腰痛」にも該当しないものであり、業務上の事由によるものとは認められないものである。

なお、H医師は、前記意見書において、「画像診断としての腰椎変性すべり症は、単一の災害で起こるとは考えにくい、症状の発症の要因として、立位作業の持続や急な腰部への強い負荷が考えられる。」と述べているが、その前提として、「本人の素因と数年の経年的な変化」であるとしており、同所見は、請求人の腰椎変性すべり症の発症原因が同作業等であると述べたものではなく、症状が発現する契機となった事情について述べたものであると判断することが相当である。

3 以上のとおりであるので、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。